

2022年4月22日

各 位

株式会社北國フィナンシャルホールディングス
株式会社北國銀行

貸倒引当金の計上基準変更について

株式会社北國フィナンシャルホールディングス（代表取締役社長 杖村 修司）（以下、北國 FHD）は、株式会社北國銀行（代表取締役頭取 杖村 修司）を含む当グループ各社（以下、当社）において、2022 年度決算期より貸倒引当金の計上基準の変更を実施いたします。なお、本件については現在監査法人と最終協議を行っており、2022 年第 1 四半期決算からの適用を予定しております。

1. これまでの経緯

当社はこれまでも貸倒引当金を適切に見積もるための取組みを行ってきました。2015 年度には事業性貸出先についてキャッシュ・フロー見積法（DCF 法）による計算対象先を拡大し、企業再生や経営強化などに柔軟かつ大胆に、スピード感ある対応を行ってきました。

また、当社は、お客さまとの関係性（リレーション）を起点に、事業内容全体を捉えた上で課題解決営業に取り組んでいます。金融検査マニュアルの廃止もあり、これらの営業施策を引当金計上へ反映させる変更を検討してきました。

2. 変更内容

今回、営業施策を反映させたより精緻な引当金の計上を実施するため、これまでの財務情報等に加え、お客さまとの関係性（リレーション）、事業への理解度（事業性理解）を踏まえた基準に変更するとともに、貸倒実績率（金額ベース）による方法から倒産確率（件数ベース）による方法に変更いたします。

当社では今後も、お客さまとの関係性を向上し、事業への理解度を深め、様々な課題対応を行い、お客さまの事業の成長をサポートする取組みを行ってまいります。

以上